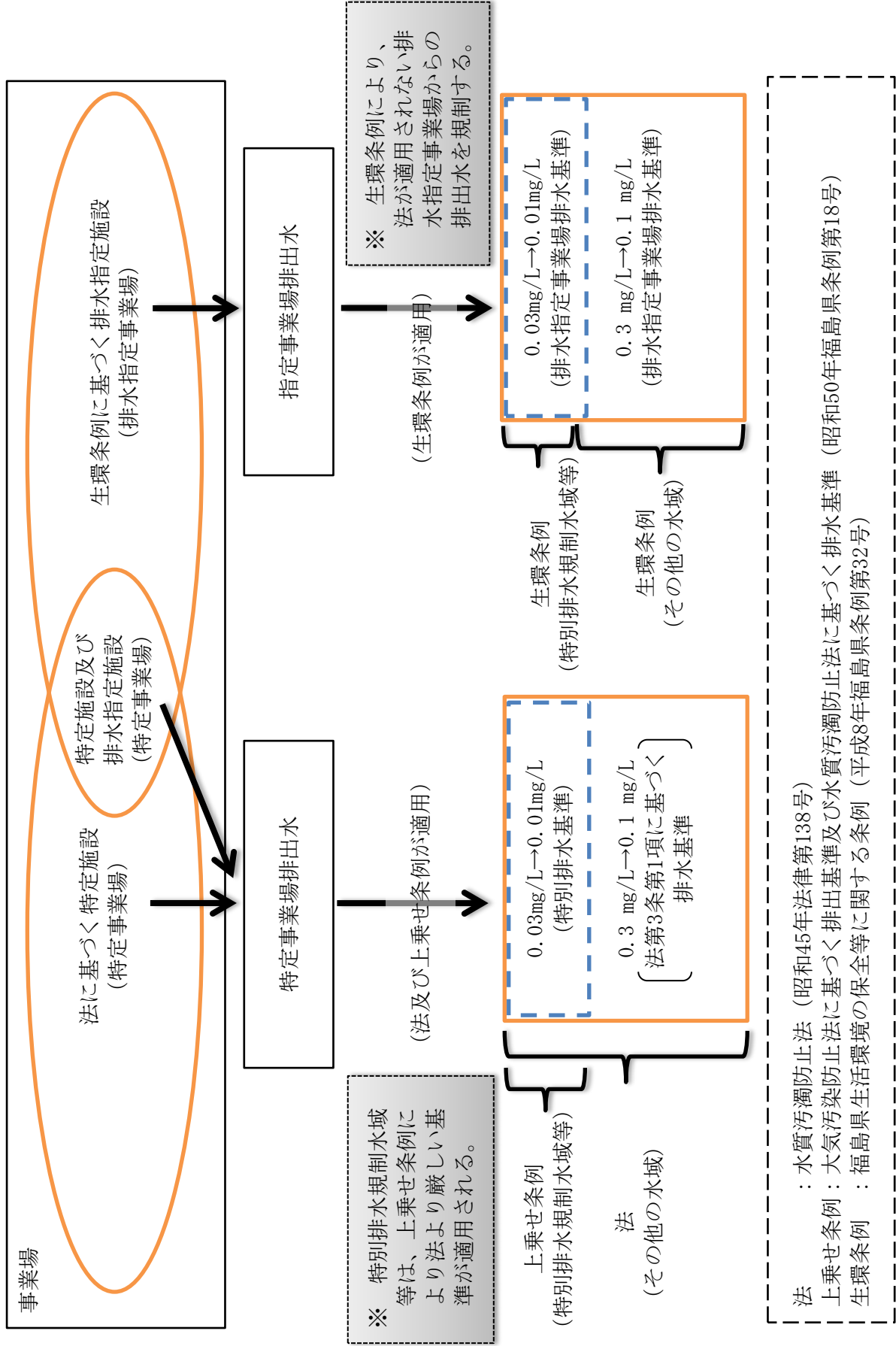


(参考資料)

トリクロロエチレンに係る排水規制の概念図



## トリクロロエチレンの特性等について

### 1 特性について

トリクロロエチレンは、塩素を含む有機化合物で、水よりも重く、また常温では揮発性が高い無色の液体である。

### 2 人の健康への影響について

トリクロロエチレン暴露により神経、肝臓、腎臓に対する有害影響が引き起こされる。また、慢性の職業暴露により肝癌、腎癌、ホジキン病及び非ホジキンリンパ腫の発症リスクが上昇することが示唆されている。

国際がん研究機関（IARC）の発がん性分類では、「人に対する発がん性がある」とされるグループ I に分類されている。

実験動物では、神経系、腎臓、肝臓、肺及び免疫系に対する非発がん影響及びマウスで肝臓、肺及びリンパ腺、ラットで腎臓と精巣に腫瘍の発生増加が認められている。

### 3 用途について

トリクロロエチレンは、衣料のドライクリーニング用、金属機械部品の脱脂洗浄剤、樹脂等の溶剤として使用されてきた。

現在では、主に代替フロンガスの合成原料及び機械部品や電子部品の脱脂洗浄剤として使用されている。

また、工業用溶剤として、油脂、樹脂、ゴムを溶解したり、染料や塗料を製造する時の溶剤などに使用されている。

### 4 排出状況について

平成24年度のPRTRデータによれば、公共用水域への排出は、下水道業からのものが約8割を占めており、年間2.8トンが公共用水域へ排出されている。

ただし、公共用水域への排出の割合は、全体の排出量の約0.08%であり、ほとんどが大気へ排出されている。



環水大水発第 1509181 号  
 環水大土発第 1509181 号  
 平成 27 年 9 月 18 日

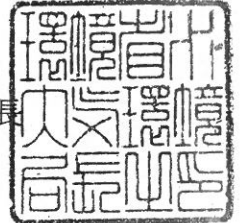
都道府県知事

水質汚濁防止法政令市長

殿



環境省水・大気環境局長



トリクロロエチレンの排水基準及び地下水の水質の浄化措置命令  
 に関する浄化基準の見直しについて

環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 16 条に基づく環境基準については、平成 26 年 11 月 17 日に「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件」（平成 26 年環境省告示第 126 号）及び「地下水の水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件」（平成 26 年環境省告示第 127 号）が告示され、トリクロロエチレンについて、公共用水域の水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準及び地下水の水質汚濁に係る環境基準が 0.03mg/L 以下から 0.01mg/L 以下に変更された。

このことを踏まえ、公共用水域又は地下水の水質汚濁を防止するため、平成 27 年 4 月 21 日に、「水質汚濁防止法に基づく排出水の排出、地下浸透水の浸透等の規制に係る項目の許容限度等の見直しについて（答申）」が、中央環境審議会から答申された。

これを受け、トリクロロエチレンの排水基準及び地下水の水質の浄化措置命令に関する浄化基準を改正することとし、水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令（平成 27 年環境省令第 33 号。以下「改正省令」という。）を平成 27 年 9 月 18 日に公布し、同年 10 月 21 日から施行することとしたものである。

その実施に当たっては、下記の事項に留意の上、改正省令の円滑かつ適切な運用を図られるようお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

## 記

### 1. 措置の内容

#### (1) 水質汚濁防止法施行規則の一部改正

トリクロロエチレンについて、水質汚濁防止法第 14 条の 3 第 1 項に基づく地下水の水質の浄化措置命令に関する浄化基準の値を、従前の 0.03mg/L から 0.01mg/L に変更する（改正省令第 1 条）。

(2) 排水基準を定める省令の一部改正

トリクロロエチレンについて、水質汚濁防止法第 3 条第 1 項に基づく排水基準の値を、従前の 0.3mg/L から 0.1mg/L に変更する（改正省令第 2 条）。

(3) 暫定排水基準

今回の改正では、現在適用されている排水対策や排水処理技術によって、新しい排水基準の濃度レベルに対応が可能であることから、いずれの業種についても、暫定排水基準は設定しないこととする。

(4) 適用猶予

トリクロロエチレンについての改正省令に基づく排水基準は、改正省令施行日以後に新たに特定事業場となる事業場には直ちに適用されるが、改正省令施行の際現に特定施設を設置（設置の工事を行っているものを含む。）している特定事業場については、改正省令施行の日から 6 月間（※ 1）（水質汚濁防止法施行令（昭和 46 年政令第 188 号。）別表第 3 に掲げる施設を設置している特定事業場については 1 年間（※ 2））は適用せず、従前の排水基準が適用されることとする（改正省令附則第 2 条）。

※ 1：平成 28 年 4 月 20 日まで、※ 2：平成 28 年 10 月 20 日まで

(5) 罰則についての措置

改正省令の施行前にした行為及び（4）により従前の排水基準が適用される場合における改正省令施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとする（改正省令附則第 3 条）。

2. 関係者に対する指導について

トリクロロエチレンについては、大気の汚染に係る環境基準が設定されており、また、大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）に基づき事業者の責務として排出又は飛散を抑制するための措置を講じなければならないとされた上で、一部の施設について指定物質抑制基準が定められている。このため、トリクロロエチレンに係る排水規制の施行に当たり、一般的な排水処理方法である揮散法を用いる特定事業場については、十分考慮の上、必要な指導等をお願いしたい。また、地下水の水質の浄化に係る措置等が実施される際、トリクロロエチレンの揮散が懸念される場合についても、十分考慮の上、必要な指導等をお願いしたい。